

生活環境影響調査計画書(案)に係る市民意見公募手続きの結果について

広域ごみ処理施設の設置に関する生活環境影響調査計画書(案)について市民からの意見を募集するために、市民意見公募手続きを実施しました。

市民意見公募手続きによりいただいたご意見と、同時期に開催した地元説明会でのご意見についての見解を下記のとおり公表いたします。

【市民意見公募手続きによる意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
大気質1	<p>・大気質の現況調査の方法について 煙突からの排ガスについては、周辺の環境に与える影響は軽視できないため、2市2町で建設しようとしているごみの焼却施設について、環境に与える影響を十分に調査すべきである。</p>	<p>煙突からの排出ガスによる影響については、重要な生活環境影響調査項目であり、大気の状態を十分把握するため、GPSゾンデ観測(注1)による上層気象調査や現地拡散実験(注2)を行ったうえ、予測及び評価する計画です。</p>
大気質2	<p>・調査予測地域の範囲 計画書案の大気質の予測・評価の方法について、予測地域を「事業計画地を中心とした半径4kmの範囲」としていることについて、環境省が示す、生活環境影響調査指針において、煙突高さ59mの場合は調査対象地域を半径6kmと設定しており、指針より狭い範囲で予測しようとするは見直すべきである。特に、指針に示すとおり、強風の場合などを考えればそれ以上の広い範囲で調査をすべきである。 広域ごみ処理施設は、プラスチック等の高カロリーごみを燃やして、発電を行うこととしており、プラスチックや成分が不明なごみを、一緒に燃やすことで予測しない危険なガスが発生することを危惧しており、環境省の指針以上の広い範囲で調査を行うことが当然だと考える。</p>	<p>「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)」(以下、「指針」という。)では、調査対象地域は、最大濃度となる着地点(以下、「最大着地点」という。)までの距離の概ね2倍を見込んで設定し、例示されています。 本計画における調査対象地域は、計画施設の規模や排出ガス量等から、最大着地点が概ね2km程度となるため、この2倍となる半径4kmとしていますが、今後、生活環境影響調査において、最大着地点が半径2kmを大幅に超える場合は、予測の範囲を広げるなどの対応を行います。 なお、ごみ処理施設の排ガス処理設備は、高度化・高性能化していることから関係法令はもとより、現焼却施設より厳しい自主管理基準値を遵守できると判断しています。</p>
大気質3	<p>・現地調査地点2地点について(一般環境) 現地調査計画の調査地点が、事業計画地周辺2地点であり、事業計画地から1.4キロ、1.7キロ程度とにかよった距離である。この調査地点を3キロ、4キロ、6キロと数をもっと増やすべきである。</p>	<p>調査地点は、最大着地点を2km程度と見込んでいることから、その付近の現況を把握するため、すずらん児童公園ともくせい公園の2地点を選定しています。また、高砂市役所敷地内に、県が設置している一般環境大気常時測定局の測定データも活用します。以上のことから、現況把握ができるものと考えます。なお、事業計画地(中心部)からの各調査地点までの距離は、すずらん児童公園は約1.6km、もくせい公園は約1.9km、高砂市役所は約2.5kmです。</p>

【市民意見公募手続きによる意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
大気質4	<p>・現地拡散実験、大気の拡散状況、風下の約30地点について 30地点では不足であり、4キロの範囲を超えて6キロ以上にし、少なくとも倍の60地点にまでは増やすべきである。(特に、プラスチックごみを燃やし発電をおこなうため、危険性が増えると考える。)</p>	<p>事業計画地からの距離が4kmを超える地点では、現地拡散実験を行っても、ガスの希釈倍率が高くなり、捕集することが困難であるため、十分なデータが得られないと考えています。なお、調査対象地域を半径4kmとしていることから、30地点で調査を行うことにより十分なデータが得られるものと考えています。</p>
水質1	<p>・水質について 広域ごみ処理施設と同時期に計画されている、電源開発(株)と三菱日立パワーシステムズ(株)による発電事業では、海域の環境調査を実施、または実施予定としている。広域ごみ処理施設についても、海域の環境調査を実施すべきである。</p>	<p>電源開発(株)と三菱日立パワーシステムズ(株)による発電事業は、事業規模が大きく、それに従い排水量も本事業と比較して多くなっています。 また、本事業が法華山谷川河口部(伊保港港湾内)を排水口としているのに対し、電源開発(株)と三菱日立パワーシステムズ(株)による発電事業は、港湾外の海域に放流する計画となっています。</p>
水質2	<p>・水質について 電源開発(株)と三菱日立パワーシステムズ(株)による発電事業同様、広域ごみ処理施設についても、もっと広い範囲で排水が及ぼす海域の影響評価をすべきである。</p>	<p>計画施設の排水量(1日あたり約160m³)、排水口的位置より、海域への影響は軽微であると考えており、今後の生活環境影響調査で確認します。</p>
交通1	<p>・ごみ搬入車両による交通量増加について 搬入ルートにあたる道路の渋滞予測に関し、その影響をどのように考えているか。</p>	<p>平成25年度に実施した交通量等調査において、調査地点における道路の混雑度、交差点での渋滞を予測し、騒音以外の影響は軽微であるとの評価を得ました。また、平成26年度には、調査地点を広げて、交通量等調査を実施しております。 平成27年度から28年度にかけて実施する生活環境影響調査においても、現況を調査し、予測、評価を行なっていくこととしており、その結果を踏まえ、ごみ搬入車両により生活環境に著しい影響を与えると考えられる場合は、関係機関等と協議の上、適切な対応策を検討していきます。</p>
交通2	<p>・搬入ルートにあたる道路の渋滞について ごみ搬入車両の増加によって、搬入ルートにあたる道路が渋滞する恐れがあり、一般車両が抜け道を通行することが予想されるがどのように考えているか。</p>	
交通3	<p>・周辺地域の通学路への影響について 危険通学路の状況が更に悪化しないか。</p>	<p>交通安全の確保は重要事項と考えており、市では本事業での対応ということに限らず、引き続き、関係機関等と協議のうえ、通学路の安全確保に努めていきます。なお、登校時間帯については、他市町の収集車両は8時30分以前に市内を通行しない等の対策を講じることとしています。</p>
交通4	<p>・ごみ搬入車両については、中浜阿弥陀線の通行を避けること ごみ搬入車両台数は、計画施設敷地内に入出入りする全ての車両の最大数値であると想定されたものとしても、渋滞による環境悪化、事故の多発、生活道路への通り抜け等の様々な問題が思慮されるところであり、抜本的な対策が講じられない限り受け入れることは困難である。</p>	<p>市では、ごみ搬入車両の増加による環境への影響を少なくするため、搬入ルートを分散したいと考えており、中浜阿弥陀線も通行する計画としています。 平成25年度、26年度に実施した交通量等調査の結果及び平成27年度から28年度の生活環境影響調査において、交差点の渋滞、道路の混雑を予測・評価し、その結果を踏まえ、ごみ搬入車両により生活環境に著しい影響を与えると考えられる場合は、関係機関等と協議の上、適切な対応策を検討していきます。</p>

【市民意見公募手続きによる意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
その他1	<p>・煙突高さについて 現高砂市施設の煙突高さと同等とすることについて、最大着地濃度付近の地域としては非常に不安を感じている。煙突を高くすれば拡散し濃度も希釈されるため、航空法の規制逃れや工事費の低減に重点を置かず住民の健康に配慮すべきである。</p>	<p>他都市の事例等から、煙突高さを59mとした場合でも、排出ガスは数万倍に希釈されます。また、計画施設は、現焼却施設に比べ環境性能を向上させることから、環境へ与える影響は軽微であると考えますが、生活環境影響調査の中で確認していきます。</p>
その他2	<p>・ダイオキシン濃度の自主管理基準値を0.01ng-TEQ/m³Nにすることについて 加古川市、高砂市の現焼却施設建設時から様々な技術が進歩する中、自主管理値を現在の自主管理値と同値とすることについて不信の念を抱いている。現在、公表されている加古川市、高砂市の現焼却施設においても0.01ng-TEQ/m³Nはほぼクリアされている数値であるにも関わらず数値を見直しておらず、計画施設の設備上、運転管理上から数値を見直せないのではと住民に非常な不安感を与えている。</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「ダイオキシン法」という。)が平成12年1月に施行されて以降、ごみ焼却施設のダイオキシン類対策に関する技術が大きく向上し、施設から発生するダイオキシン類は大幅に低減しています。 すでにごみ焼却施設のダイオキシン類対策技術は十分に確立されており、本事業における排ガス中のダイオキシン類濃度の自主管理基準値(0.05ng-TEQ/m³N)は、法規制値(0.1ng-TEQ/m³N)の半分の数値に設定しています。 ダイオキシン類につきましても、生活環境影響調査の中で、施設からの排ガス中の自主管理基準値(0.05ng-TEQ/m³N)を基に影響を予測し、影響の範囲や環境基準の遵守の状況について評価を行ないます。 この自主管理基準値については、必ず守る必要がある上限値として定めていることをご理解いただきたいと考えております。</p>
その他3	<p>・同時期に計画されている電源開発(株)による発電事業との複合的な環境問題に配慮することについて 本計画施設の隣接地での広大な施設建設であり、建設時、稼働開始後ともに環境面での複合的な影響をどう評価し、対策を講じられるのか、一方的に受動の立場にある弱い住民として大変不安である。</p>	<p>両事業による周辺環境への影響については、市と電源開発(株)が協力して密に連絡調整をとり、協力して説明等行ってまいります。また、事業スケジュールが重なっていることから工事期間の関係車両等の調整を行い、通行ルートにあたる住民の皆様にご説明します。</p>

注1 GPSゾンデ観測・・・ 気球に観測装置を取り付け、50m～500mまでの高度別の風向、風速、気温のデータを取得します。この観測により、高度による風向、風速の変化と、気温差による上昇傾向を把握し、大気質の予測評価に反映します。

注2 現地拡散実験・・・ 事業計画地(現美化センター煙突)からトレーサーガス(試験用の無害ガス)を放出してそれを捕集し、その結果から、排ガスの拡散状況や希釈の状況等を把握するために実施するものです。

【地元説明会による意見及び市の見解】

項目	意見	市の見解
大気質1	冬と夏で風向きが違う。冬は西から東へ、夏は北へ流れるがどうするのか。	施設からの大気質への影響は、気象により変化することから、気象のデータについて、事業計画地において1年間を通じて地上気象を観測するほか、上層気象の状況も4季各季1週間調査します。 予測評価にあたっては、測定した気象状況や、排出ガスの条件により予測計算を行います。また、最も影響が大きい気象条件での予測も行っています。
大気質2	排ガスデータについては高砂市が責任を持って報告してもらいたい。	施設稼働後の排ガスデータは、高砂市ホームページや、広報誌等を活用し報告します。
大気質3	大気質の調査地点について、中島測定局と市役所の2地点となっているが、調査地点が事業計画地から東側にかたよっているが問題はないのか。	大気質については、一般環境の現地調査地点として、もくせい公園とすずらん児童公園の2地点を予定しており、県が測定している高砂市役所敷地内のデータも活用することとしています。調査地点は、バックグラウンド濃度(注3)を把握するために設定しており、本計画では、最大着地点を2km程度と見込んでいることから、その付近の現況を把握することを目的に選定しており、問題無いと考えます。 なお、中島測定局の測定データについては、沿道環境の調査に活用することとしています。
交通1	騒音振動調査は阿弥陀交差点も入っているのか。	生活環境影響調査における交差点交通量の調査は、阿弥陀交差点を含め7カ所で実施しますが、交差点での騒音・振動調査は、道路の交差、信号の影響及び車速の加減速等から、予測・評価できないため実施いたしません。
その他1	新施設の完成・稼働後も環境調査をするのか。	施設の完成・稼働後の調査について、生活環境影響調査を実施したうえで、必要と考えられる項目について、事後調査計画書を立案し調査を実施します。
その他2	ごみ焼却炉はいろんな有害物質が含まれる可能性が高い。なぜ、あえてでも環境アセスをとらないのか。	ごみ焼却施設の排ガス処理装置は、高度化・高性能化しており、法律で定められた多くの項目の排出基準を遵守できると判断しております。 なお、本事業が兵庫県環境影響評価条例の対象事業に該当しないことについて、県に確認したうえで、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査で実施することとしました。

注3 バックグラウンド濃度・・・本事業に由来するもの以外の影響による濃度のことで、生活環境影響調査の現地調査の結果で得られる測定データのことで、これに本事業による影響を加えて予測、評価します。

【事務局】高砂市 生活環境部
 広域ごみ処理施設建設推進室
 郵便番号:676-0074
 住所:兵庫県高砂市梅井6丁目1-1
 電話:079-448-8766
 Email:tact2860@city.takasago.hyogo.jp